

各学校長 様

各市町村（学校組合）教育長 様

2 高小中第 687 号
令和 2 年 8 月 19 日

高知県教育委員会事務局小中学校課長
(公 印 省 略)

令和 2 年度から令和 4 年度までの間における小学校学習指導要領、中学校学習指導要領及び高等学校学習指導要領の特例を定める告示並びに特別支援学校小学部・中学部学習指導要領及び特別支援学校高等部学習指導要領の特例を定める告示について（依頼）

うえのことについて、令和 2 年 8 月 13 日付け 2 文科初第 713 号により、文部科学省初等中等教育局長から別添（写し）のとおり通知がありました。
つきましては、所管の学校にご周知いただきますようお願いいたします。

【担 当】

高知県教育委員会事務局小中学校課

教育支援第一担当

(担当チーフ)

〒780-0850 高知市丸ノ内 1-7-52 県西庁舎 2 階

TEL :

E-mail :

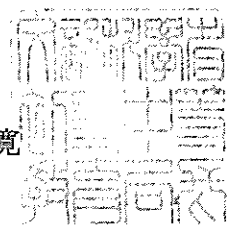
最終学年以外の児童生徒に係る教育課程に関して、令和3年度又は令和4年度までの教育課程を見通して検討を行い、学習指導要領において指導する学年が規定されている内容を含め、次学年又は次々学年に移して教育課程を編成することを可能とする特例について告示しましたのでお知らせします。



2文科初第713号
令和2年8月13日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国公立大学長 殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長
瀧 本 寛



(印影印刷)

令和2年度から令和4年度までの間における小学校学習指導要領、中学校学習指導要領及び高等学校学習指導要領の特例を定める告示並びに特別支援学校小学部・中学部学習指導要領及び特別支援学校高等部学習指導要領の特例を定める告示について（通知）

「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動等の実施における『学びの保障』の方向性等について」（令和2年5月15日付け2文科初第265号初等中等教育局長通知）において、各学校において本年度指導を計画している内容について学年内に指導が終えられるように努めても、なお臨時休業及び分散登校の長期化などにより指導を終えることが難しい場合には、最終学年以外の児童生徒に係る教育課程に関する特例的な対応として、令和3年度又は令和4年度までの教育課程を見通して検討を行い、学習指導要領において指導する学年が規定されている内容を含め、次学年又は次々学年に移して教育課程を編成すること（以下「次年度以降を見通した教育課程編成」という。）が考えられる旨、またこの対応を可能とするために必要な制度的措置を講じる予定である旨、お知らせしていたところです（別添1参照）。

この度、別添2「令和二年度から令和四年度までの間における小学校学習指導要領、現行中学校学習指導要領及び新中学校学習指導要領並びに現行高等学校学習指導要領及び平成三十一年四月一日から新高等学校学習指導要領が適用されるまでの間における現行高等学校学習指導要領の特例を定める件の規定によ

り適用する新高等学校学習指導要領の特例を定める件」(令和2年文部科学省告示第104号。以下「小学校等告示」という。))及び別添3「令和二年度から令和四年度までの間における特別支援学校小学部・中学部学習指導要領及び平成三十年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間における特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の特例を定める件並びに特別支援学校高等部学習指導要領及び平成三十一年四月一日から新特別支援学校高等部学習指導要領が適用されるまでの間における現行特別支援学校高等部学習指導要領の特例を定める件の特例を定める件」(令和2年文部科学省告示第105号。以下「特別支援学校告示」という。))が公示されました。小学校等告示及び特別支援学校告示の内容及び留意事項については下記のとおりです。

本件につきまして、各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対し、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対し、各都道府県知事及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対し、附属学校を置く各国公立大学長におかれては、その管下の学校に対し、周知くださいますようお願いいたします。

記

1. 小学校等告示及び特別支援学校告示の内容

- 小学校等告示及び特別支援学校告示は、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校後期課程並びに視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校(以下「視覚障害等特別支援学校」という。)の小学部、中学部及び高等部における令和2年度から令和4年度までの教育課程の編成に当たって、新型コロナウイルス感染症に対処するために必要があると認められるときは、学習指導要領に規定する各教科等の内容のうち令和2年度における学年(基準学年)及び令和3年度における学年において指導することとされているものの一部について、令和3年度における基準学年の1学年上の学年又は令和4年度における基準学年の2学年上の学年における指導の内容に移行して指導することを可能とするものであること。
- なお、義務教育学校及び中等教育学校前期課程については、それぞれ「義務教育学校並びに中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校の教育課程の基準の特例を定める件」(平成28年文部科学省告示第53号)及び「中等教育学校並びに併設型中学校及び併設型高等学校の教育課程の基準の特例を定める件」(平成10年文部省告示第154号。以下「中等教育学校等特例告示」という。)により、学年間の指導内容の移行を認めていることから、今回の告示の対象からは除いていること。ただし、中等教育学校後期課程については、中等教育学校等特例告示に年次間の指導内容の移行を認める規定が

ないが、中等教育学校前期課程からの一貫した教育課程が編成・実施できる体制が整っていることから、今般の新型コロナウイルス感染症への対応に当たっては、小学校等告示により年次間の指導内容の移行を認めることとしていること。また、併設型高等学校においても、同様の趣旨で中等教育学校と同様の対応を取ることができること。

- 新高等学校学習指導要領への移行期間中である高等学校及び新特別支援学校高等部学習指導要領への移行期間中である視覚障害等特別支援学校の高等部においては、民法の成年年齢が令和4年度から18歳に引き下げられることを見据え、「平成三十一年四月一日から新高等学校学習指導要領が適用されるまでの間における現行高等学校学習指導要領の特例を定める件」（平成30年文部科学省告示第172号）及び「平成三十一年四月一日から新特別支援学校高等部学習指導要領が適用されるまでの間における現行特別支援学校高等部学習指導要領の特例を定める件」（平成31年文部科学省告示第15号）により、家庭科の指導に当たり、原則として入学年次及びその次の年次において指導することとされている契約の重要性及び消費者保護の仕組みに関する内容は、次年度以降を見通した教育課程編成の対象とならず、引き続き原則として入学年次及びその次の年次において指導する必要があること。

2. 留意事項

- 次年度以降を見通した教育課程編成は、今年度在籍している最終学年以外の児童生徒（小学校第1学年から第5学年まで、中学校第1学年及び第2学年並びに高等学校第1学年及び第2学年等）に係る教育課程に関する特例的な対応として、各学校において本年度指導を計画している内容について学年内に指導が終えられるように努めても、なお臨時休業及び分散登校の長期化などにより指導を終えることが難しい場合に、学校教育が協働的な学び合いの中で行われる特質を持つことに鑑み、学校行事等も含めた学校教育ならではの学びを大事にしながら教育活動を進めていくことが大切であること等を踏まえ、令和3年度又は令和4年度までの教育課程を見通して検討を行い、学習指導要領において指導する学年が規定されている内容を含め、次学年又は次々学年に移して教育課程を編成することができる特例的な措置であること。
- 新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業により、学校教育法施行規則に定める標準授業時数を踏まえて編成した教育課程の授業時数を下回ったとしても、そのことのみをもって学校教育法施行規則に反するものとはされないこと。また、児童生徒の各学年の課程の修了又は卒業の認定に当たっては、弾力的に対処し、その進級、進学等に不利益が生じないよう配慮すること。なお、令和3年度又は令和4年度の学年への指導内容の移行を行っ

た場合でも、そのことのみをもって当該学年において標準授業時数を超えて授業時数を確保する必要は必ずしもなく、各学校において弾力的に対処することが可能であること。

- 小学校等告示及び特別支援学校告示は同一の教科・科目等における指導する学年の移行を可能とするものであり、異なる教科・科目等への指導内容の移行を可能とするものではないこと。このため、指導内容を移行するためには、令和３年度又は令和４年度に同一の教科・科目等が開設される必要があること。

高等学校及び視覚障害等特別支援学校の高等部においては、年次により履修する教科・科目等が異なっていることが多いと考えられるが、次年次に指導内容を移行する必要がある場合には、次年次においても同一の教科・科目等を開設して履修させる必要があること。この場合の単位の修得の認定については、高等学校学習指導要領等に規定されているとおり、学期の区分ごとに行うことができること。また、各学年の課程の修了の認定に当たり、特定の教科・科目の修得を要件としている場合には、指導内容の移行により生徒が不利益を被ることのないよう、弾力的に対処すること。

- 令和３年度又は令和４年度までの教育課程を見通して検討を行う場合には、児童生徒の発達の段階を踏まえるとともに、令和３年度又は令和４年度に指導が計画されている内容や教科書の内容全体をよく確認し、令和３年度又は令和４年度の児童生徒や教職員への負担が過重にならないよう留意する必要があること。

- 令和３年度又は令和４年度の学年への指導内容の移行を行う場合には、内容の系統性や関連性を踏まえてあらかじめ組織的に検討を行い、令和３年度又は令和４年度の学年の教育課程も含めて計画的な編成・実施がなされることが必要であること。その際には、中学校及び視覚障害等特別支援学校の中等部については令和３年度から新学習指導要領が全面実施される等、令和３年度又は令和４年度の学習指導要領や教科書が令和２年度とは異なることとなる場合があることに留意すること。対象となる学習指導要領については別添４を参照されたいこと。

- 令和３年度又は令和４年度の学年への指導内容の移行を行った際には、学年間での引継ぎに当たり指導内容の漏れが生じないよう、児童生徒の学習状況を適切に共有すること。

児童生徒の転校に当たっても、同様に指導内容の漏れが生じないよう、児童生徒の学習状況を適切に共有すること。転校先の学校においては、共有された情報を踏まえ、必要に応じて、個別に補習を実施するなどの措置を講じること。

- 指導要録における観点別学習状況の評価や評定については、各年度に実際に指導した内容に基づいて記載すること。
- 次年度以降を見通した教育課程の編成に当たっては、地域や家庭に対して丁寧に説明を行い、子供たちの「学びの保障」のための取組方針について十分に認識の共有を図ることが重要であること。
- 知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、特別支援学校告示及び本通知の趣旨を踏まえ、適切に対応すること。

<本件連絡先>

文部科学省：０３－５２５３－４１１１（代表）

（小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校後期課程に関すること）
初等中等教育局教育課程課教育課程企画室（内線２３６７）

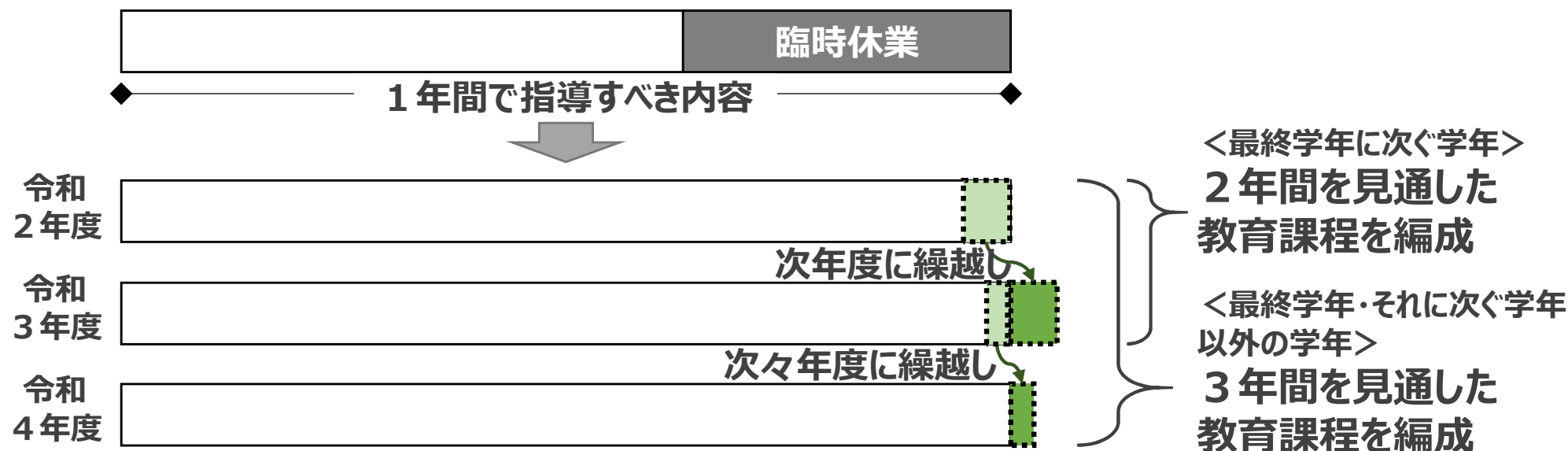
（特別支援学校に関すること）
初等中等教育局特別支援教育課（内線３７１６）



次年度以降を見通した教育課程編成

今般の事態を受けた**特例的な対応**として、各学校において本年度指導を計画している内容について学年内に指導が終えられるように努めても、なお臨時休業及び分散登校の長期化などにより指導を終えることが難しい場合には、**令和3年度又は令和4年度までの教育課程を見通して検討を行い、学習指導要領において指導する学年が規定されている内容を含め、次学年又は次々学年に移して教育課程を編成**

→最終学年に次ぐ学年は令和3年度を含めた2年間、それ以外の学年は令和3年度及び令和4年度を含めた3年間を見通した教育課程の編成によって、**無理なく学習の遅れを取り戻す**ことを可能とする



○文部科学省告示第四百号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第五十二条、第七十四条及び第八十四条の規定に基づき、令和二年度から令和四年度までの間における小学校学習指導要領（平成二十九年文部科学省告示第六十三号）、中学校学習指導要領（平成二十年文部科学省告示第二十八号）及び中学校学習指導要領（平成二十九年文部科学省告示第六十四号）（平成三十年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間における中学校学習指導要領の特例を定める件（平成二十九年文部科学省告示第九十四号）の規定により適用する場合を含む。）並びに高等学校学習指導要領（平成二十一年文部科学省告示第三十四号）及び平成三十一年四月一日から新高等学校学習指導要領が適用されるまでの間における現行高等学校学習指導要領の特例を定める件（平成三十年文部科学省告示第一百七十二号）の規定により適用する高等学校学習指導要領（平成三十年文部科学省告示第六十八号）の特例を次のように定め、公布の日から施行する。

令和二年八月十三日

文部科学大臣 萩生田光一

1 小学校（中学校併設型小学校を除く。以下この項において同じ。）における令和二年度から令和四年度までの教育課程（令和二年度における小学校第六学年及び令和三年度における小学校第一学年に係るものを除く。）の編成に当たっては、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等

対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）に対処するため必要があると認められるときは、小学校学習指導要領に規定する各教科等の内容のうち令和二年度における学年（以下この項及び次項において「基準学年」という。）及び令和三年度における学年において指導することとされているものの一部について、令和三年度における基準学年の一学年上の学年（基準学年において指導することとされているものに限る。）又は令和四年度における基準学年の二学年上の学年（基準学年が小学校第五学年である場合を除く。）における指導の内容に移行して指導することとすることができる。

2 中学校（小学校併設型中学校及び併設型中学校を除く。以下この項において同じ。）における令和二年度から令和四年度までの教育課程（令和二年度における中学校第三学年及び令和三年度における中学校第一学年に係るものを除く。）の編成に当たっては、新型コロナウイルス感染症に対処するため必要があると認められるときは、次の各号に掲げる学年の区分に応じ、当該各号に定める各教科等の内容のうち当該各号に掲げる学年において指導することとされているものの一部について、令和三年度における基準学年の一学年上の学年（基準学年において指導することとされているものに限る。）又は令和四年度における基準学年の二学年上の学年（基準学年が中学校第二学年である場合を除く。）における指導の内容に移行して指導することとすることができる。

一 基準学年 中学校学習指導要領（平成二十年文部科学省告示第二十八号）及び平成三十年四月

一日から平成三十三年三月三十一日までの間における中学校学習指導要領の特例を定める件の規定により適用する中学校学習指導要領（平成二十九年文部科学省告示第六十四号。次号において「新中学校学習指導要領」という。）に規定する各教科等の内容

二 令和三年度における学年 新中学校学習指導要領に規定する各教科等の内容

3 高等学校及び中等教育学校の後期課程における令和二年度から令和四年度までの教育課程（令和二年度における高等学校及び中等教育学校卒業年次並びに令和三年度における高等学校入学年次に係るものを除く。）の編成に当たっては、新型コロナウイルス感染症に対処するため必要があると認められるときは、高等学校学習指導要領（平成二十一年文部科学省告示第三十四号）（学校教育法施行規則第百八条第二項において準用する場合を含む。）及び平成三十一年四月一日から新高等学校学習指導要領が適用されるまでの間における現行高等学校学習指導要領の特例を定める件（以下この項において「高等学校特例告示」という。）の規定により適用する高等学校学習指導要領（平成三十年文部科学省告示第六十八号）（学校教育法施行規則第百八条第二項において準用する場合を含む。）に規定する各教科等の内容のうち令和二年度における年次（以下この項において「基準年次」という。）及び令和三年度における年次において指導することとされているもの（高等学校特例告示第二項(5)の規定により原則として入学年次及びその次の年次の二か年のうちに履修させ、又は取り上げることとされているものを除く。）の一部について、令和三年度における基

準年次の一年上の年次（基準年次において指導することとされているものに限る。）又は令和四年
度における基準年次の二年上の年次（基準年次が高等学校入学年次の次の年次及び中等教育学校第
五年次である場合を除く。）における指導の内容に移行して指導することとすることができる。

○文部科学省告示第百五号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第二百二十九条の規定に基づき、令和二年度から令和四年度までの間における特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成二十九年文部科学省告示第七十三号）及び平成三十年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間における特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の特例を定める件（平成二十九年文部科学省告示第百八十一号）並びに特別支援学校高等部学習指導要領（平成二十一年文部科学省告示第三十七号）及び平成三十一年四月一日から新特別支援学校高等部学習指導要領が適用されるまでの間における現行特別支援学校高等部学習指導要領の特例を定める件（平成三十一年文部科学省告示第十五号）の特例を次のように定め、公布の日から施行する。

令和二年八月十三日

文部科学大臣 萩生田光一

1 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校（以下この項及び次項において「視覚障害等特別支援学校」という。）の小学部及び中学部における令和二年度から令和四年度までの教育課程の編成に当たっては、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領及び平成三十年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間における特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の特例を定める件の規定（それぞれ視覚障害等特別支援学

校に係る部分に限る。）によるほか、令和二年度から令和四年度までの間における小学校学習指導要領、現行中学校学習指導要領及び新中学校学習指導要領並びに現行高等学校学習指導要領及び平成三十一年四月一日から新高等学校学習指導要領が適用されるまでの間における現行高等学校学習指導要領の特例を定める件の規定により適用する新高等学校学習指導要領の特例を定める件（令和二年文部科学省告示第四百四号。次項において「特例告示」という。）第一項又は第二項の規定に準ずるものとすることができる。

2 視覚障害等特別支援学校の高等部における令和二年度から令和四年度までの教育課程の編成に当たっては、特別支援学校高等部学習指導要領及び平成三十一年四月一日から新特別支援学校高等部学習指導要領が適用されるまでの間における現行特別支援学校高等部学習指導要領の特例を定める件の規定（それぞれ視覚障害等特別支援学校に係る部分に限る。）によるほか、特例告示第三項の規定に準ずるものとすることができる。

(別添 4)

令和 2 年度から令和 4 年度における学習指導要領の特例の適用範囲

小学校

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
第 6 学年		新学習指導要領	新学習指導要領
第 5 学年	新学習指導要領	新学習指導要領	新学習指導要領
第 4 学年	新学習指導要領	新学習指導要領	新学習指導要領
第 3 学年	新学習指導要領	新学習指導要領	新学習指導要領
第 2 学年	新学習指導要領	新学習指導要領	
第 1 学年	新学習指導要領		

中学校

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
第 3 学年		新学習指導要領	新学習指導要領
第 2 学年	現行学習指導要領 又は移行特例措置	新学習指導要領	
第 1 学年	現行学習指導要領 又は移行特例措置		

高等学校

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
第 3 年次		現行学習指導要領 又は移行特例措置	現行学習指導要領 又は移行特例措置
第 2 年次	現行学習指導要領 又は移行特例措置	現行学習指導要領 又は移行特例措置	
第 1 年次	現行学習指導要領 又は移行特例措置		

中等教育学校

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
第 6 年次		高等学校現行学習 指導要領 又は移行特例措置	高等学校現行学習 指導要領 又は移行特例措置
第 5 年次	高等学校現行学習 指導要領 又は移行特例措置	高等学校現行学習 指導要領 又は移行特例措置	高等学校現行学習 指導要領 又は移行特例措置
第 4 年次	高等学校現行学習 指導要領 又は移行特例措置	高等学校現行学習 指導要領 又は移行特例措置	高等学校新学習指導 要領

※視覚障害等特別支援学校の小学部・中学部・高等部についても、同様である。